|  |
| --- |
| 誓約書  東京都中央卸売市場板橋市場青果物仲卸業者の募集に応募しましたが、  東京都中央卸売市場条例第43条第4項第2号及び第6号から第9号まで（申請者が個人である場合にあっては、同項第7号を除く。）に掲げる事項に該当していないことを誓約します。  　　　　　年　　月　　日  　東京都知事　　　　殿  住　　所  氏　　名　　　　　　　　　　㊞ |

（日本産業規格Ａ列４番）

参考

（東京都中央卸売市場条例抜粋）

第４３条

４　知事は、仲卸業者として市場施設の使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設の使用の許可をしてはならない。

一 破産者で復権を得ないものであるとき。

二 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

三 第六十四条第一項、第二項又は第四項の規定により市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 市場における仲卸しの業務を的確に遂行することができる資力、信用及び知識を有する者でないとき。

五 取扱品目についての市場取引業務に五年以上の経験を有していない者であるとき。

六 暴力団員等であるとき。

七 法人である場合にあつてはその業務を執行する役員のうちに第一号から第三号まで、第五号(当該法人の代表者に限る。)又は前号のいずれかに該当するものがあるとき。

八 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

九 その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。